

平成 29 年度山梨県障害者自立支援協議会報告書

平成 30 年 8 月 23 日

1 山梨県障害者自立支援協議会の概要

(1) 設置

平成 19 年 2 月

(2) 目的

障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会の構築を目的として、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について、幅広く協議する。

(3) 活動内容

- ・ 県内の地域自立支援協議会ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言する
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議する
- ・ 県全体の相談支援体制のあり方を協議する
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及する
- ・ その他、協議会において必要と認めた事項

(4) 委員構成

関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（20 名）

(5) 部会構成

- ・ 相談支援・人材育成部会
- ・ 地域移行部会
- ・ 権利擁護部会
- ・ 重症心身障害児者（医療的ケア）部会
- ・ 就労支援部会

2 平成 29 年度の活動を踏まえた課題と今後の取組

(1) 相談支援・人材育成部会

【課題】

- ・ 人材育成ビジョンの見直しに伴い、部会運営の在り方や各種研修の企画と運営をどのようにしていくか。本来、部会では県内における相談支援の体制整備及び人材育成について協議・検討すべきだが、現状では研修の企画・実施方法検討の比重が高くなっている。
- ・ 基幹、委託相談支援ネットワーク会議について、前年度から継続して各地域が抱えている相談支援体制にはどんな課題があるのか再確認及び整理。

- ・ ファシリテーションができる人材の養成と確保。

【今後の取組】

- ・ 平成 31 年度から導入される新研修カリキュラムを考え、研修実施体制については実施方法等を検討し 30 年度内で提案をしていけるようにする。
- ・ ネットワーク会議の開催方法や内容については、「相談支援に関わる事業所アンケート」を実施したので、集計した上で協議をしていきたい。
- ・ 県・市町村・事業所単位での重層的な人材育成の仕組み作り。

(2) 地域移行部会

【課題】

- ・ 障害者入所施設における地域移行の不振
- ・ 精神科病院の長期入院患者の解消に向けた地域相談支援活用の継続的な普及啓発活動
- ・ 地域において精神障害者の地域生活について協議をする場（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）の必要性について理解が深まっていない

【今後の取組】

- ・ 障害者入所施設における地域移行の促進
支援者の意識改革を目指した研修等の検討及び阻害要因のアセスメント。
- ・ 精神科病院の長期入院患者の解消に向けた地域相談支援活用の継続的な普及啓発活動
実践のモニタリングと移行促進を目的とした継続した関係者研修の実施。
地域移行支援に活躍できるピアの養成(県のピアサポーター養成研修との連動)、
ピアサポーター養成研修を受講したピアを、指定一般相談事業所で雇用される仕掛け。
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
今年度全県研修の中で話し合ったアイデアを地域自立支援協議会等で取り上げ、
より実効性の高い地域づくりを県・地域が協働する中でそれぞれの地域に合った
形を目指す。
圏域毎に密着アドバイザー（保健所・（指定一般・基幹）相談事業所・精神科病院等 1 名ずつ）を配置し、地域促進の原動力になってもらう取り組み。
- ・ 地域の相談支援体制（質・量）のより一層の充実
指定一般相談支援事業所の少なさや相談支援専門員のマンパワー不足、経験不足などによる地域のサポート力の弱さがあるため、相談支援・人材育成部会とも連携した対策が必要。

(3) 権利擁護部会

【課題】

- ・ 平成 28 年度以前より「権利擁護について考える座談会」を通じてさまざまな障害当事者生の声を聴く事ができた。その中で「地域で活躍できる場所が、限られることや障害理解が進まない。」等を地域の課題と捉えた。
- ・ 障害者総合支援法の基本理念や障害者基本法の中でも、障害者本人の「意思決定

支援（日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活を送れること）」について配慮が求められており普及啓発の必要性を感じ、取り組みを行うこととする。

【今後の取組】

- ・ 地域の権利擁護活動の情報収集発信・情報共有。
- ・ 地域づくりのリーダーとなれる人材の発掘・育成。
- ・ 地域との権利擁護活動の企画等を協働で実施する中で地域づくりの促進や広域的、専門的課題等の収集を図る。
- ・ 意思決定支援の学習会は引き続き行っていく。
- ・ 地域自立支援協議会の当事者参画状況に関する調査及び必要に応じてのアプローチ。

(4)重症心身障害児者（医療的ケア）部会

【課題】

- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児者が、事業所側の受け入れ態勢が難しいもしくは定員が限られている等により、必要とするサービス（短期入所、日中一時、重度訪問介護、生活介護など）を十分に利用できていない。
- ・ 相談することが十分にできていない。（将来のことを考えられない、専門性の無さ）
- ・ 家族で抱え込んだ生活で、介護者は疲弊している。
- ・ 住む地域によって、サービスや資源に差がある。
- ・ 本人が活躍する場が限られている。

【今後の取組】

- ・ 事業所の受け入れの促進について

短期入所の不足については、平成30年4月からの報酬改定で医療的ケア児支援のための新たな報酬区分や加算が設けられたことを踏まえ、県と連携しながら、受け皿となる医療型及び福祉型短期入所事業所を増やしていくための方法を継続して協議する必要がある。

- ・ 医療的ケアに対応できる人材の育成について

今年度の取組みを踏まえ、研修会を継続していくための体制をどうするか、相談支援専門員からの要望に対してどう対応するのか。（予算、実施主体の検討）

- ・ 地域による差をなくすために、市町村地域生活支援事業の実態調査の結果を、各市町村に情報提供する。
- ・ 重度訪問介護従事者養成研修を知的障害者支援協会と連携して実施。（年度前半）
- ・ 県の協議の場の確立、市町村（圏域）協議の場との連携。
- ・ 専門的な相談対応ができるコーディネーターの育成、設置についての検討。

(5)就労支援部会

【課題】

- ・ 「福祉施設から一般就労への移行の伸び悩み」「工賃向上」の2点が、大きな課題となっている。課題解決のためには、地域で情報共有や仕事・作業項目のシェア

などの方法があるが、そのための地域ネットワークが不足している。

- ・ 新規事業「就労定着支援事業」への対応について就業・生活支援センターと確認作業をしていく必要がある。

【今後の取組】

- ・ 就労継続 B 型事業所実態調査の結果を踏まえて課題分析をし、各圏域のサポートメンバーを中心に就労促進、工賃向上での地域ネットワークの構築やフォローを行っていく
- ・ 地域ネットワーク作りのための研修については、今年度は、より一層の地域におけるネットワーク構築のため、地域ごとに開催を行うと共に B 型事業所実態調査の地域課題を地域ごとにシェアし課題解決を図っていく。
- ・ 新規事業である就労定着支援事業において、就労定着支援事業所と障害者就業・生活支援センター事業との関係で実際の運用に当たり、各機関の明確化と混乱や不安が発生しないように確認作業を行っていく。